

2019年12月23日

各 位

会社名：LINE株式会社
代表者名：代表取締役社長 出澤 剛
コード番号：3938、東証第一部
問合せ先：投資開発・IR 室
電話番号：03-4316-2050

非公開化後の当社による
Zホールディングス株式会社（証券コード：4689）株式に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」）、NAVER Corporation（以下「NAVER」）、ソフトバンクの連結子会社であるZホールディングス株式会社（証券コード4689、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）市場第一部上場、以下「対象者」）及びNAVERの連結子会社であるLINE株式会社（証券コード3938、東京証券取引所市場第一部上場、以下「当社」又は「公開買付者」）は、公開買付者及び対象者が本日付けで公表した「経営統合に関する最終合意の締結について」（以下「本統合最終契約プレスリリース」）においてお知らせしましたとおり、NAVER、対象者及び当社については本日開催のそれぞれの取締役会の決議に基づき、ソフトバンクについては本日開催の同社取締役会の決議に基づき一任された代表取締役 社長執行役員 兼 CEOの宮内 謙の決定に基づき、本日、4社間において、対象者及びその子会社と当社及びその子会社の経営統合（以下「本経営統合」）に係る最終契約である経営統合契約書（以下「本統合最終契約」）を締結いたしました。

加えて、本日付けで当社が公表した「ソフトバンク株式会社及び支配株主であるNAVER Corporationによる当社株式等に対する共同公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「当社プレスリリース」）においてお知らせしましたとおり、ソフトバンク及びNAVER（注）は、本経営統合の一環として、当社株式等（当社プレスリリースで定義します。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」）に基づく日本における公開買付け（以下「LINE株式等公開買付け」）、及び、当社の米国預託証券を対象に含む米国1934年証券取引所法に基づく米国における公開買付け（以下、LINE株式等公開買付けと併せて「日米公開買付け」）を実施することを予定しており、これらの公開買付けの後、当社の株主をソフトバンク及びNAVERらのみとするため、当社を非公開化するための一連の手続が実施される予定です。

公開買付者である当社は、当社が上記の一連の手続を経て非公開化されていること等を前提条件として、本経営統合を実現するための取引の一環として、本統合最終契約に基づき、ソフトバンクの連結子会社である汐留Zホールディングス株式会社（以下「汐留Zホールディングス」）が保有する対象者の普通株式の全部（以下「応募予定株式」）を取得することを目的として、公開買付け（法に基づく公開買付けをいい、以下「本公開買付け」）を実施することを、本日開催した取締役会において決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本公開買付けの開始については、上記のとおり、本統合最終契約において、ソフトバンク及びNAVERらによる当社に対する公開買付けにおいて本対象株式等（当社プレスリリースで定義します。）の全てが取得されなかった場合に、当社の株主をソフトバンク及びNAVERらのみとし、当社を非公開化

本プレスリリースは米国（その領土および占有地、米国内の全ての州およびコロンビア特別区を含みます。）内の居住者又は滞在者に向けて発表、配布又は頒布をするものではなく、本プレスリリースにおいて記載される本公開買付けを米国内で行うことを意図するものではありません。本プレスリリースの文末に記載される通知をご覧ください。

するための、株式の併合その他の方法を用いたスクイーズアウト手続（以下「本件スクイーズアウト手続」）が完了していること等一定の条件（詳細については、後記「1. 買付け等の目的等」の「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」の「①本統合最終契約」をご参照ください。）が充足されていることを条件としております。本公開買付けは、かかる前提条件が充足された場合に、速やかに実施することを予定しており、本日現在、公開買付者は、2020年9月上旬には本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本公開買付けに先立つLINE株式等公開買付け開始の前提条件とされている国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

なお、本公開買付けは本経営統合の一環として行われることから、本公開買付けの開始その他の最終的な条件の決定は、本統合最終契約に基づき4社の合意に基づき行われることとなります。また、本公開買付けは、本日から約9か月の期間経過後に実施することが予定されており、また、応募予定株式を汐留Zホールディングスから公開買付者へ移管することを目的としてソフトバンク及びNAVERの合意に基づき実施されるものですので、本公開買付けの開始までの状況の変化等により、法令等で許容される範囲で応募予定株式を汐留Zホールディングスから公開買付者へ移管する方法又は条件が変更になる可能性があります。

（注）NAVERは、NAVERがその発行済株式（自己株式を除きます。）又は持分の全てを直接保有する既存又は新設の子会社を通じてLINE株式等公開買付けを実施する可能性があります（なお、かかる子会社とNAVERを併せて、以下「NAVERら」）。NAVER側のLINE株式等公開買付けの実施主体は、LINE株式等公開買付け開始時のプレスリリースに記載される予定とのことです。

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在において、NAVERが、その議決権の72.64%を保有するNAVERの子会社であり、その株式を東京証券取引所市場第一部に上場しております。なお、本日現在、公開買付者は、対象者の普通株式（以下「対象者株式」）を所有しておりません。

（注）公開買付者は、LINE株式等公開買付け成立後、本公開買付け開始時までには、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

ソフトバンク、NAVER、対象者及び公開買付者は、本日付けで本統合最終契約を締結し、本前提条件（後記「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」の「①本統合最終契約」で定義します。）が充足されていることを条件に、本経営統合を実現するための取引の一環として、ソフトバンクが、本経営統合に関連して、2019年12月18日を実行日として、汐留Zホールディングスに譲渡し、本日現在汐留Zホールディングスが保有する対象者株式2,125,366,950株（所有割合（注）：44.63%）の全部の取得を目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、現在ソフトバンクの連結子会社である対象者は本公開買付け成立後もソフトバンクの連結子会社となる予定です。また、本統合最終契約の詳細については後記「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

（注）「所有割合」とは、(i)対象者が2019年11月14日付けで提出した第25期第2四半期報告書（以下「対象者第25期第2四半期報告書」）に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（4,822,417,565株）に、(ii)対象者が2019年11月1日付けで公表した「2020年3月期第2四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「対象者決算短信」）に記載された2019年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数（60,021,000株）を控除した株式数（4,762,396,565株、以下「対象者議決権株式総数」）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有割合の計算において同様とします。）をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、汐留Zホールディングス（所有株式数：2,125,366,950株、所

有割合：44.63%)との間で、2019年12月23日付けで公開買付応募契約（以下「本応募契約」）を締結しており、応募予定株式について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本応募契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

本公開買付けは、下記のとおり、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」）が対象者株式の市場株価から一定のディスカウントを行った価格であり、応募予定株式のみが応募されることを想定しておりますが、汐留Zホールディングス以外の対象者株主の皆様にも同一の売却機会を提供するものです。

また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、対象者は本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。よって、公開買付者は、買付予定数の上限を、応募予定株式と同数の2,125,366,950株（所有割合：44.63%）としており、本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株式」）の数の合計が買付予定数の上限を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、公開買付者は、買付予定数の下限を応募予定株式と同数の2,125,366,950株（所有割合：44.63%）としており、本公開買付けに応じて応募された株式の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株式の全部の買付け等を行いません。

また、本公開買付けは、本経営統合を実現するための取引の一環として、本統合最終契約に基づき当社が応募予定株式を取得することを目的として実施されるものであり、本公開買付価格は、汐留Zホールディングス及び公開買付者の合意により決定される価格となりますが、本公開買付け開始時点において、汐留Zホールディングスの全ての株式はソフトバンクが、公開買付者の全ての株式はソフトバンク及びNAVERらが保有しており、公開買付者は非公開化されていることとなるため、本公開買付価格の決定方法については、ソフトバンク及びNAVERの合意により決定しております。

本公開買付価格は、348円とすることを予定しております（注）。但し、(i)本公開買付け開始日の前営業日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値又は(ii)同日までの過去1か月間の終値の単純平均値のうち低い金額に対して5%ディスカウントした金額（1円未満の金額については切り捨てます。）が348円を下回る場合には、当該金額とすることを予定しております。

(注) 348円は、2019年11月18日にソフトバンク、NAVER、対象者及び公開買付者により本経営統合に係る一連の取引に関する法定拘束力のない統合基本合意書（以下「本統合基本合意書」）の締結に関する開示がなされたこと並びに2019年11月13日の東京証券取引所の売買立会時間終了後に本経営統合に関する一部報道機関による憶測報道等がなされたことによる株価への影響を排除するため、当該開示及び憶測報道等の影響を受けていないと考えられる2019年11月13日までの対象者株式の東京証券取引所市場第一部における株価の推移を基礎としてソフトバンク及びNAVERが協議の上決定した金額となります。なお、上記348円は、対象者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である2019年12月20日の東京証券取引所市場第一部における終値である434円に対して19.82%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）ディスカウントした金額となります。

なお、対象者が公表した2019年12月23日付け「LINE株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」）によれば、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者取締役会は、本日開催の取締役会において、本公開買付けは、本経営統合の一環として行われるものであ

るため、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け価格は348円（但し、(i)本公開買付け開始日の前営業日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値又は(ii)同日までの過去1か月間の終値の単純平均値のうち低い金額に対して5%ディスカウントした金額（1円未満の金額については切り捨てます。）が348円を下回る場合には、当該金額）であるため、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付け価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持する予定であるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の皆様判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

また、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合に実施され、本公開買付けに先立つLINE株式等公開買付け開始の前提条件とされている国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であること、及び、本公開買付けは、本公開買付けの開始までの状況の変化等により、法令等で許容される範囲で応募予定株式を汐留Zホールディングスから公開買付者へ移管する方法又は条件が変更になる可能性があることから、対象者の取締役会は、本公開買付けが開始される場合には、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行うこととしているとのことです。

上記対象者の取締役会決議の手続の詳細は、対象者プレスリリース及び後記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」の「③対象者における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認」をご参照ください。

なお、本公開買付けは、本経営統合の一環として行われるものであり、ソフトバンク、NAVER、対象者及び公開買付者は本経営統合を行うことについて合意しております。本経営統合の詳細については本統合最終契約プレスリリースをご参照ください。

また、公開買付者は、本公開買付けの買付代金を確保するために、本公開買付けの買付代金の決済に先立ち、ソフトバンクを引受先とする社債を発行することを予定しております。引受金額は本公開買付けの買付代金相当額となり、本公開買付けの買付代金の具体的な金額が決まった時点で併せて決定する予定です。なお、本公開買付けの決済の完了後、汐留Zホールディングスを吸収合併消滅会社、公開買付者を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」）を行う予定です。公開買付者は、2019年9月30日時点における公開買付者及びZHDの各発行済株式総数（自己株式を除く）を前提として、本合併の対価として、普通株式180,882,293株の新株を発行し（注）、その全てを汐留Zホールディングスの親会社であるソフトバンクに対して割当て交付する見込みです。本合併及び本合併と並行して行われる本持分調整手続（後記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」の「①本統合最終契約」において定義します。）を経て、ソフトバンクの公開買付者に対する議決権比率は50%となり、公開買付者はソフトバンクの連結子会社となる見込みであるほか、現在ソフトバンクの連結子会社である対象者は本公開買付け成立後もソフトバンクの連結子会社となる予定です。

（注）但し、本件スクイーズアウト手続の結果及びその他合理的に調整を要する事由が生じた場合には当該事由に応じてソフトバンク及びNAVERが別途合意するところにより適切に調整される予定です。本件スクイーズアウト手続の詳細は、本日付けでソフトバンク及びNAVERが公表した「LINE株式会社（証券コード3938）株式等に対する共同公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(i) 本公開買付けの背景及び理由

当社は、モバイルメッセージング・プラットフォーム「LINE」を基盤とし、その上でゲームや音楽配信サービス等のコンテンツサービスや広告、モバイル送金、決済サービスを含む全般サービスを提供しております。当社グループ（当社、その子会社 64 社及び関連会社 68 社により構成される企業集団をいいます。以下同じです。）は、「CLOSING THE DISTANCE」をコーポレートミッションとし、人與人、人と情報、サービス、コンテンツが継ぎ目なく繋がり、「LINE」を入り口として生活の全てが完結する世界の実現を目指しており、このミッションを実現するための価値基準を「WOW」という言葉で表現しております。

「WOW」とは、「ユーザーを感動させる初めての体験」であり、「思わず友だちに教えたいような驚き」を意味し、当社グループでは中長期かつ継続的に成長し社会的価値を創出し続けるために、「WOW」を追及することを戦略として位置づけております。

ソフトバンクは、ソフトバンクグループ（ソフトバンクグループ株式会社、その子会社 1,302 社及び関連会社 423 社（会社数は 2019 年 3 月末現在）により構成される企業集団をいいます。以下同じです。）に属し、主な事業は、「コンシューマ」（一般個人向けの移動通信及びブロードバンドサービス並びに付帯事業の提供）、「法人」（法人顧客向けの通信サービス及びソリューション提供）、「流通」（IT 商材、携帯アクセサリ等の直販及び卸売）、ヤフー事業（e コマースサービス及び広告関連サービス等の提供）及びその他の事業（決済代行サービスの提供、スマートフォン専門証券等の前述のセグメントに属さない事業）とのことです。ソフトバンクグループは「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、企業価値の最大化を図るとともに、世界の人々が最も必要とするテクノロジーやサービスを提供する企業グループを目指し、情報・テクノロジー領域において、様々な事業に取り組んでいるとのことです。その中において、通信領域で培った高度な営業・マーケティングノウハウと確固たる顧客基盤を有するソフトバンクは、ソフトバンクグループ全体として得られる世界中の最先端テクノロジーの知見を最大限に発揮することで、既存顧客のみでなく、社会全体に便益を提供しながら、顧客基盤の拡大と新たな収益基盤の確立を遂げていくことを戦略と位置付けているとのことです。

NAVER は、韓国で最も広く使われているウェブ検索エンジンとインターネット・ポータルサービスでよく知られている“NAVER”（www.naver.com）のサービスを提供している企業で、2019 年 9 月末現在 119 社のグループ企業により構成されているとのことです。グローバル市場に向けて革新的なサービスを絶えず提供する“グローバル挑戦の集合体”である NAVER は、様々な革新的なコンテンツはもちろん、SNOW（ビデオメッセージングアプリ）、NAVER WEBTOON（デジタルマンガプラットフォーム）、BAND（グループソーシャルメディアプラットフォーム）など先端技術プラットフォームを提供し、新しい技術研究と開発に集中して、AI（注 1）、ロボット、Mobility（注 2）など新しい技術トレンドを先導していくことを戦略と位置づけているとのことです。

（注 1）AI とは、Artificial Intelligence の略称で、人工知能のことをいいます。

（注 2）Mobility とは、自動運転関連技術のことをいいます。

一方、対象者は、1996 年 1 月のサービス開始以降、通信環境やデバイス、技術の進化によって変化する顧客ニーズや市場環境を捉えて、業容拡大と事業成長に取り組んできたとのことです。また、対象者は、ユーザーの生活を便利にすることを目的として、「Yahoo! ニュース」をはじめ「Yahoo! ショッピング」や「ヤフオク!」、「Yahoo! ウォレット」等各領域においてサービス開発に努めてきたとのことです。その結果、ニールセンデジタル株式会社が 2018 年 12 月 25 日に公表した「ニールセン 2018 年日本のインターネットサービス利用者数ランキング」における PC とスマートフォンの重複を除いたトータルデジタルでのリーチ（利用率）で 1 位との公表のとおり、対象者は国内最大級のユーザー数を有するまでになったとのことです。

対象者グループ（対象者、その子会社 79 社及び関連会社 26 社（会社数は 2019 年 9 月末現在）により構成される企業集団をいいます。以下同じです。）は、情報技術の力で日本の課題を解決する「課題解決エンジン」をミッションに掲げ、希望溢れる未来を創り出す「UPDATE JAPAN」というビジョンの実現を目指しているとのことです。そして、常にユーザーファーストの視点を貫き持続的成長に向けたサービスの向上に努め、また、情報技術を活用した独自の優れたサービスを創り出すことで、人々や社会の課題を解決することに貢献し、対象者グループの企業価値の更なる向上を目指しているとのことです。

当社、ソフトバンク及びNAVERは、私たちを取り巻く社会や産業の状況は、グローバルで日々大きく変化しており、特にインターネット市場においては米中を中心とする海外企業が圧倒的に優勢であり、企業規模を比較しても中国を除くアジア諸国や日本と大きく差が開いているのが現状であると考えております。

さらに日本では、労働人口の減少に伴う生産性の向上や自然災害時の迅速な対応への取り組みが求められる中、これらの分野における AI やテクノロジーの活用は大きな可能性を秘めていると考えております。

このような状況下において、ソフトバンクは、通信事業のさらなる成長、ヤフー（ZHD）の成長、及び新領域の拡大により、持続的な成長を目指す「Beyond Carrier」戦略の下、通信キャリアとしての枠を超え、グループ各社や出資先の実業企業などとの協働を通して、AI・IoT（注3）などの世界の最先端技術を活用した新しいビジネスの展開を目指しているとのことです。また、NAVERは韓国最大の検索ポータルエンジンという枠を超えたサービスを提供するために、最新鋭の技術プラットフォームの変革・革新を目指しているとのことです。本経営統合は、国内で各種サービスを展開し、確固たるユーザー基盤（平均月間利用者数 6,743 万人、アプリ合算 MAU 1.4 億人）と豊富な資産（連結資産合計 2,795,895 百万円）を有する対象者グループと国内月間アクティブユーザー数 8,200 万人、海外月間アクティブユーザー数 1.04 億人の顧客基盤を有し、豊富なサービスラインナップを誇る当社グループが経営資源を集約し、それぞれの事業領域の強化や新規事業領域への成長投資を行うことにより、日本のユーザーに対し便利な体験を提供し、日本の社会や産業をアップデートすること、そして、その革新的なモデルをアジア、さらには世界に展開していくことで、日本・アジアから世界を牽引するリーディングカンパニーとなることを目指すものです。本経営統合について、ソフトバンク、NAVER、当社及び対象者は AI、検索、通信、広告、決済、コミュニケーションなど、様々な分野での協業を想定しており、ソフトバンクとしては、「Beyond Carrier」戦略において重要な役割を果たす ZHD のさらなる成長、5G 時代における新しいビジネス機会の創出を通じて、また、NAVER としては、最先端の技術を活用した Fintech サービス（注4）の成長を加速させ、AI 技術をベースとした IT リーディングカンパニーとしての地位を形成することを通じて、それぞれソフトバンク、NAVER の企業価値向上に資する重要な取引と位置付けているとのことです。

（注3）IoT とは、Internet of Things の略称で、モノがインターネット経由で通信することです。

（注4）Fintech（フィンテック）とは、Finance と Technology を組み合わせた造語で、スマートフォン・タブレット端末等のスマートデバイスやビッグデータ活用技術の活用により、既存の金融サービスの非効率性を解消し、金融サービスのイノベーションを提供しようとする活動をいいます。

本経営統合は、当社グループ及び対象者グループがそれぞれの経営資源を集約し、本経営統合後の統合会社グループ（本経営統合後の統合会社である対象者、その子会社及び関連会社となる対象者以外の対象者グループ及び当社グループをいいます。以下同じです。）において、それぞれの事業領域におけるシナジーを追求するとともに、AI、コマース、Fintech、広告・020（注5）、その他の新規事業領域における成長を目指して事業投資を実行することで、日本及びグローバルにおける熾烈な競争を勝ち抜くことができる企業グループへと飛躍することを目的として、当社及び対象者が対等の精神に則って経営統

合を行うものです。

(注5) O2O (オー・ツー・オー) とは、Online to Offline の略語で、オンライン (インターネット) の情報がオフライン (実世界) の購買活動に影響を与える施策をいいます。

統合会社グループは、本経営統合を通して、当社グループ及び対象者グループの経営資源を結集し、対象者グループのスローガンである「ユーザーの生活を！するほど便利に」、と当社グループの価値基準である「WOW」を掛け合わせ、ユーザーに AI やインターネット技術を通して、より豊かで便利な生活を創造・提供して参ります。

統合会社グループは、まずは日本において最高のユーザー体験を提供することで日本の社会や産業をアップデートし、そこからアジア、さらには世界へと展開していくことで、「日本・アジアから世界をリードする AI テックカンパニー」になることを目指します。

(ii) 本経営統合に係る基本合意書の締結に至る経緯

上記のような背景のもと、NAVER 及び当社並びにソフトバンク及び対象者は、2019 年 6 月中旬から業務提携を含む様々な可能性について協議を開始いたしました。その後、4 社において、同年 8 月上旬ごろから本経営統合の実現可能性及び方法につき、適用ある国内外の法令等上の制約等も念頭に、その選択肢について幅広く協議及び検討を重ねて参りました。かかる協議を通じ、8 月の中旬から下旬にかけて、本経営統合の方法として、ソフトバンク及び NAVER が共同で、当社に対して公開買付けを行うこと、当社が新たに設立するその完全子会社 (以下「当社承継会社」) に対して当社の全事業を承継させる吸収分割を行うこと、及び対象者を株式交換完全親会社、当社承継会社を株式交換完全子会社、その対価を対象者株式とする株式交換を行うこと等一連の取引の実現可能性を中心に初期的な検討を進めることといたしました。また、2019 年 9 月上旬には、各当事者間で本件の意義等について理解を共有し、デュー・ディリジェンスの実施を含めた一層の検討を進めることといたしました。これを受けて、2019 年 9 月下旬から同年 11 月上旬まで、シナジー等を含む本経営統合の目的についての協議を引き続き行う一方、NAVER 及び当社による対象者に対するデュー・ディリジェンス、ソフトバンク、NAVER 及び対象者による当社に対するデュー・ディリジェンスが実施されました。かかる経緯を経て、4 社間において、ソフトバンク及び NAVER による当社の非公開化を含む本経営統合の方法を検討の中心とすることにつき、基本的な共通理解が形成されるに至ったことから、当社及び対象者が 2019 年 11 月 18 日に公表した「経営統合に関する基本合意書の締結について」においてお知らせしましたとおり、同日付けで、本統合基本合意書を締結するに至りました。また、ソフトバンク及び NAVER は、同日付けで、本経営統合を実現するための取引に向けた、LINE 株式等公開買付けの提案に係る意向表明書を当社に対して提出いたしました。当該意向表明書において、ソフトバンク及び NAVER は、当社に対して、当社株式に係る買付け等の価格 (以下、「LINE 公開買付け価格」) について、本経営統合によるシナジーや支配権の移転に伴うプレミアム等も勘案し、当社株式 1 株当たり 5,200 円を提案しました。

(iii) 本統合最終契約を締結し、本公開買付けを実施するに至った経緯

本統合基本合意書の締結以降、NAVER 及び当社並びにソフトバンク及び対象者は、本統合最終契約の締結に向けて、本経営統合のための一連の取引 (以下「本取引」) における詳細な諸条件や取引の手法等について、一層の検討を行ってまいりました。かかる検討を経て、4 社間において、本経営統合の方法を行うことにつき、最終的な合意に至ったことから、公開買付け者及び対象者が本日付けで公表した本統合最終契約プレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、本日付けで、本統合最終契約を締結いたしました。また、上記の検討を行う中で、ソフトバンクが保有する対象者株式を当社が取得するにあたっては、本公開買付けを行うことが必要との結論に至ったことから、本経営統合の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。また、当社は、本公開買付けの開始時において当社の株主はソフトバンク及び NAVER らのみとなっており、当社は非公開化されていることから、本公開買付け価格は、ソフト

バンク及びNAVERが合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。ソフトバンク及びNAVERは、本公開買付価格について、2019年12月上旬以降、複数回にわたる協議・交渉を重ねてまいりました。その後、当該協議・交渉の結果、本公開買付けは本経営統合の一環として行われ、本公開買付けの目的が本経営統合における不可欠な取引である当社による応募予定株式の取得にあり、応募予定株式を取得することで本公開買付けが成立することに鑑み、ソフトバンク及びNAVERは、2019年12月23日、本公開買付価格を348円（前記「（1）本公開買付けの概要」の注をご参照ください。）（但し、(i)本公開買付け開始日の前営業日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値又は(ii)同日までの過去1か月間の終値の単純平均値のうち低い金額に対して5%ディスカウントした金額（1円未満の金額については切り捨てます。）が348円を下回る場合には、当該金額）とし、本公開買付けの開始時まで具体的に決定することで合意に至っております。

② 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けは、本経営統合の一環として行われるものであり、ソフトバンク、NAVER、対象者及び公開買付者は、本公開買付けと前後して、前記「（1）本公開買付けの概要」に記載の一連の取引を行うことを想定しております。本経営統合後の基本方針その他の詳細は、本統合最終契約プレスリリースをご参照ください。

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりです。

本統合最終契約プレスリリースのとおり、対象者は、本日開催の取締役会において、本取引の方法等に関して定めた本統合最終契約（詳細については後記「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」の「①本統合最終契約」をご参照ください。）を締結すること並びに対象者及び公開買付者の間で本経営統合後の対象者のガバナンス・運営等について定めた資本提携契約書（以下「本資本提携契約」）を締結することを決議したとのことです。そして、本公開買付けは、本経営統合の一環として行われるものであるため、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格は後記「2. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格」に記載のとおり決定されるため、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持する予定であるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

また、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合に実施され、本公開買付けに先立つLINE株式等公開買付け開始の前提条件とされている国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であること、及び、本公開買付けは、本公開買付けの開始までの状況の変化等により、法令等で許容される範囲で応募予定株式を汐留Zホールディングスから公開買付者へ移管する方法又は条件が変更になる可能性があることから、対象者の取締役会は、本公開買付けが開始される場合には、改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行うこととしているとのことです。

（3）本公開買付けに関する重要な合意等

① 本統合最終契約

ソフトバンク、NAVER、対象者及び公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付けで本統合最終契約を締結しております。ソフトバンク、NAVER、対象者及び公開買付者は、本統合最終契約において、

大要以下の事項について合意しています。

(i) 本経営統合の方式等

当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」記載のとおり、(i)LINE 株式等公開買付け開始の前提条件（詳細は、当社プレスリリースをご参照ください。）が充足されていることを条件に、ソフトバンク及びNAVERらが共同して日米公開買付けを実施すること、(ii)日米公開買付けが成立し、日米公開買付けにおいて本対象株式等の全てが取得されなかった場合、当社の株主をソフトバンク及びNAVERらのみとし、当社を非公開化するための、株式併合（以下「本株式併合」）その他の方法を用いた本件スクイーズアウト手続を行うこと、(iii)本件スクイーズアウト手続完了後の当社を公開買付者とし、汐留Zホールディングスの保有する対象者株式 2,125,366,950 株を買付対象とする本公開買付けを行い、ソフトバンクが汐留Zホールディングスを通じて保有する対象者株式を当社へと移管すること（以下「対象者株式移管手続」）、(iv)対象者株式移管手続直後にNAVERら及びソフトバンクが当社の議決権を50:50の割合で保有することとなるよう、ソフトバンクが、その保有する当社株式の一部をNAVERらに譲渡する（以下「本持分調整手続」）こと、(v)当社が営む事業の全てを対象者の傘下に移管し、対象者を対象者及び当社が現在有する全ての事業を傘下に収めながら、東京証券取引所に上場を維持する持株会社とするための手続（以下「当社事業移管手続」）を実施することを合意しております。

また、対象者株式移管手続に関して、当社はソフトバンクに対して本公開買付けの買付代金相当額の社債を発行し、ソフトバンクはこれを引き受けること、汐留Zホールディングスを吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とする本合併を行い、当社は、2019年9月30日時点における当社及び対象者の各発行済株式総数（自己株式を除く）を前提として、本合併の対価として、対象者株式180,882,293株の新株を発行し（注）、その全てを汐留Zホールディングスの親会社であるソフトバンクに対して割当て交付すること、当社事業移管手続に関して、当社が当社承継会社に対して当社の全事業を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」）を行うこと、一定の前提条件が充足された場合に、対象者を株式交換完全親会社、当社承継会社を株式交換完全子会社、その対価を対象者株式とする（当社承継会社の発行済株式総数が2019年9月30日時点における当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）と同一の株式数となることを前提として、対象者は当社に対して、その保有に係る当社承継会社の普通株式1株に対して、対象者の普通株式11.75株を割当て交付する）株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを合意しております。加えて、ソフトバンク及びNAVERは、ソフトバンク及びNAVERが本統合最終契約に関連して本日付けで締結した取引契約書（以下「本取引契約」）において、本持分調整手続の一環として、本合併の結果NAVERら及びソフトバンクが当社の議決権を50:50の割合で保有することとなるよう、別途締結予定の株式譲渡契約に基づき、本公開買付けの決済開始日の前日までに、ソフトバンクがNAVERらに対し、必要な数の当社株式を譲渡し、NAVERらがソフトバンクからこれを譲り受けることに合意しております。

（注）但し、本件スクイーズアウト手続の結果及びその他合理的に調整を要する事由が生じた場合には当該事由に応じてソフトバンク及びNAVERが別途合意するところにより適切に調整される予定です。

(ii) 本公開買付け開始の前提条件

本公開買付けの開始については、本統合最終契約において、①対象者がその取締役会決議をもって、本公開買付けが実施された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行い、それが変更又は撤回されていないこと、②本株式併合の効力が生じていること、③本公開買付け開始日までに本統合最終契約の各当事者が遵守し又は履行すべき本統合最終契約上の義務が、重要な点において全て遵守又は履行されていること、④本公開買付け開始日までに対象者の定時株主総会が開催されている場合には、当該定時株主総会において、本資本提携契約の定めに従った対象者の取締役選任につき承認決議が得られており、当該承認決議の効力が維持されていること、⑤本吸収分割の効力発生日の前日までに、当社承継会社が資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第7条に基づく第三者型発行者の登録を受けることが合理的に見込まれること、⑥本取引の実施が、法令等の違反を構成せず、また、違反を構成すること

が合理的に見込まれていないこと、⑦本経営統合の実行につき必要とされる各国における競争法令及び投資規制法令上の手続（許認可等の取得及び必要な待機期間及び／又は審査期間の経過を含み、以下「本クリアランス手続」）のうち、本取引（LINE 株式等公開買付け及び本件スクイーズアウト手続を除く。）の実行に必要とされる全ての手続が完了していること、⑧本取引を制限又は禁止するいかなる政府機関等の判断等も存在していないこと、⑨いずれの本統合最終契約の当事者からも、MAC 通知（いずれかの本統合最終契約の当事者グループを全体としてみて、その事業、財政状態、経営状態若しくはキャッシュフロー又はこれらの見通しに対する重大な悪影響又はかかる悪影響を与える事由若しくは事象により本取引の実行又は本経営統合の目的の達成が不可能又は著しく困難となる事態が発生又は判明した旨の通知）が行われていないこと、⑩対象者の業務等に関する重要事実（法第 166 条第 2 項に定めるものをいう。）で対象者が公表（法第 166 条第 4 項に定める意味を有する。）していないものが存在しないこと、及び、その旨を証する書面が対象者から当社に対して交付されていること、並びに⑪本統合最終契約、本取引契約、ソフトバンク及び NAVER が本経営統合に関連して本日付けで締結した、本経営統合完了後の当社の組織・運営等について定めた合弁契約書（詳細は、ソフトバンク及び NAVER が本日付けで公表した「Z ホールディングス株式会社（証券コード 4689）と LINE 株式会社（証券コード 3938）の経営統合に関する最終契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。）、及び本資本提携契約がいずれも有効に存続していることとの条件（①乃至⑩を総称して「本前提条件」）が充足されていることを条件としております。

（iii） 本経営統合に関する協力

ソフトバンク、NAVER、対象者及び当社は、(i)本クリアランス手続を、全て実務上可能な限り速やかに完了させるために合理的に可能かつ必要な範囲で努力すること、(ii)本クリアランス手続のほか、本経営統合に関する一連の取引の実行に関して、法令等上必要となる許認可等の取得を要する場合、当該許認可等の取得につき、実務上可能な限り速やかに完了させるために合理的に可能かつ必要な範囲で努力し、相互に協力すること、(iii)本経営統合に関する一連の取引の円滑な遂行に向けて相互に協力すること等に合意しております。

② 本資本提携契約

対象者及び公開買付者は、本日付けで、本経営統合後の対象者のガバナンス・運営等について定めた資本提携契約を締結しております。本資本提携契約において合意している本経営統合後の対象者のガバナンス・運営等に関する事項の詳細については、本統合最終契約プレスリリースをご参照ください。

③ 応募契約

本公開買付けに際して、公開買付者は、2019年12月23日付けで、汐留Zホールディングスとの間で本応募契約を締結し、応募予定株式について、本公開買付けが開始した場合、本公開買付けが適法かつ有効に開始されており撤回されていないことを前提条件として、本公開買付けに応募することに合意しております。

（4）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

対象者は、汐留 Z ホールディングスは対象者の親会社に該当しており、本公開買付けは公開買付者が汐留 Z ホールディングスからの対象者株式の取得を前提として行う公開買付けであるため、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当すると判断しているとのことです。そのため、対象者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下のような措置を実施したとのことです。なお、本公開買付けは本取引の一環として行われるものであり、以下の措置は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の一環として行われたものであるとのことです。本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の詳細は本統合最終契約プレスリリース及び対象者プレスリリースをご参照ください。

① 対象者における外部の法律事務所からの助言

対象者は、外部のリーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所及びレイサムアンドワトキンス外国法共同事業法律事務所を選定し、これらの事務所より、本公開買付けを含む本経営統合の諸手続及び対象者の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けているとのことです。また、下記②のとおり、対象者が設置した特別委員会は、ソフトバンク、NAVER、公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーとして、高井&パートナーズ法律事務所を選定しており、法的見地からのアドバイスを得ているとのことです。

② 対象者における独立した特別委員会の設置

対象者は、本経営統合が対象者の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、2019年10月7日に、ソフトバンク、NAVER、対象者及び公開買付者との間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ている対象者の社外取締役であり、本経営統合を検討する専門性・適格性を有すると判断される吉井伸吾氏、鬼塚ひろみ氏及び臼見好生氏の3名によって構成される特別委員会（以下「対象者特別委員会」）を設置し、本経営統合を検討するにあたって、対象者特別委員会に対し、(i)本取引の目的の正当性、(ii)本取引の手続の適正性、(iii)本取引の条件の妥当性のそれぞれを踏まえ、本取引に係る決定が、対象者の少数株主（ソフトバンクグループ株式会社及びソフトバンク並びにそれらの子会社を除く対象者の株主をいいます。）にとって不利益であるか否かについて諮問するとともに、諮問事項及び判断の検討に必要な情報を受領する権限、自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し又は対象者の財務若しくは法務等のアドバイザーを承認する権限、本経営統合のために講じるべき公正性担保措置の程度を検討し、必要に応じて意見・提言する権限、関係当事者との間の交渉過程に関与する権限を付与したとのことです。そして、本取引の一環として本公開買付けが行われることを踏まえ、上記諮問事項における本経営統合に本公開買付けが、本経営統合に係る決定に本公開買付けに対する意見表明が、それぞれ含まれることを前提に諮問したとのことです。

かかる諮問を受けて、対象者特別委員会は、2019年12月23日付けで、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであるとはいえず、対象者の取締役会が、本公開買付けについて、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、株主の判断に委ねると決議することは少数株主にとって不利益なものであるとはいえないとの意見を、対象者の取締役会に対して提出したとのことです。

なお、対象者特別委員会における検討過程の詳細及び本経営統合に関する意見の詳細等につきましては、本統合最終契約プレスリリース及び対象者プレスリリースをご参照ください。本公開買付けは本経営統合の一環として行われるものであり、対象者特別委員会における本公開買付けに関する検討は、実質的に本経営統合に関する検討に包含される関係にあるとのことです。

③ 対象者における利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

対象者の取締役のうち、孫正義、宮内謙、藤原和彦及び桶谷拓は、汐留Zホールディングスの完全親会社であるソフトバンクの業務執行役員を兼務している（藤原和彦は、加えて汐留Zホールディングスの代表取締役も兼務している）ため、本公開買付けに対する意見表明を含む本経営統合の検討及び決定に際しての対象者の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本経営統合に関する対象者の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場において汐留Zホールディングス及びソフトバンクとの協議・交渉にも参加していないとのことです。他方、対象者代表取締役である川邊健太郎は、汐留Zホールディングスの完全親会社であるソフトバンクの取締役を兼務しておりますが、本公開買付けを含む本経営統合に関するソフトバンクの取締役会の審議及び決議には参加しておらず、ソフトバンクの立場において対象者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

本公開買付けは、公開買付者が汐留Zホールディングスと合意した応募予定株式2,125,366,950株(所有割合:44.63%)を取得することを目的として実施するものです。なお、本公開買付けにおいて、応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,125,366,950株)を超え、公開買付者がその超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済が行われることとなる結果、汐留Zホールディングスが、応募予定株式の全てを本公開買付けにおいて当社に売却することができない場合であっても、本日現在、公開買付者は、汐留Zホールディングスより、追加で対象者株式を取得することは予定しておりません。また、汐留Zホールディングスは、応募予定株式の全部又は一部を本公開買付けにおいて当社に売却することができない場合、本公開買付けに係る公開買付期間の満了後、本公開買付けの決済開始日までに、これらの応募予定株式の全部を、ソフトバンクに対して、一株あたり本公開買付価格と同額で譲渡する予定です。

加えて、本統合最終契約プレスリリースに記載のとおり、対象者と当社承継会社は、対象者を株式交換完全親会社、当社承継会社を株式交換完全子会社、本公開買付けの決済開始日の翌日とその効力発生日とする本株式交換を実施し、公開買付者は本株式交換により対象者株式を取得する予定です。本株式交換の詳細については、本統合最終契約プレスリリースをご参照ください。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、買付予定数の上限及び下限を2,125,366,950株(所有割合:44.63%)として本公開買付けを実施するものです。したがって、本公開買付け成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名称	Zホールディングス株式会社
②	所在地	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長・最高経営責任者 川邊 健太郎
④	事業内容	グループ会社の経営管理、並びにそれに付随する業務
⑤	資本金	237,404百万円(2019年9月30日現在)
⑥	設立年月日	1996年1月31日
⑦	大株主及び持分比率 (2019年9月30日現在)	ソフトバンク 44.6% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325 3.0% (常任代理人 (株)みずほ銀行) SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT 1.9% (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 1.8%

	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1.8%	
	GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株))	1.7%	
	J. P. MORGAN BANK LUXE MBOURG S. A. 1300000 (常 任代理人 (株)みずほ銀行)	1.5%	
	J P MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	1.2%	
	BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTO R SUBPORTFOLIO) (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	1.1%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託 口9)	1.0%	
⑧	当事会社間の関係		
	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	広告関連の取引等があります。	
⑨	当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態 (連結)		
決 算 期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
資 本 合 計	998,709百万円	1,121,887百万円	910,523百万円
資 産 合 計	1,534,212百万円	2,516,633百万円	2,429,601百万円
1株当たり親会社所有者 帰属持分	163.51円	177.97円	160.96円
売 上 収 益	853,730百万円	897,185百万円	954,714百万円
営 業 利 益	192,049百万円	185,810百万円	140,528百万円
税 引 前 利 益	193,475百万円	193,177百万円	123,370百万円
親会社の所有者に帰属す る当期利益	136,589百万円	131,153百万円	78,677百万円
基本的1株当たり当期利 益	23.99円	23.04円	14.74円
1株当たり配当金	8.86円	8.86円	8.86円

(注) ソフトバンクは、本経営統合に関連して、2019年12月18日を実行日として、ソフトバンクが保有する対象者株式の全部について汐留Zホールディングスに譲渡しております。

(2) 日程等

本公開買付けについては、本統合最終契約の規定に従い、本前提条件が充足された場合に実施いたします。本公開買付けは、本前提条件が充足された場合に、速やかに実施することを予定しており、本日現在、公開買付者は、2020年9月上旬には本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本公開買付けに先立つLINE株式等公開買付け開始の前提条件とされている国内外の競争当局における手続等に

要する期間を正確に予想することが困難な状況ですので、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

(3) 買付け等の価格

対象者株式1株につき、348円とすることを予定しております(注)。但し、(i)本公開買付け開始日の前営業日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値又は(ii)同日までの過去1か月間の終値の単純平均値のうち低い金額に対して5%ディスカウントした金額(1円未満の金額については切り捨てます。)が348円を下回る場合には、当該金額とすることを予定しており、具体的な金額は本公開買付け開始時まで決定されることとなります。

(注) 348円は、2019年11月18日に本統合基本合意書の締結に関する開示がなされたこと及び2019年11月13日の東京証券取引所の売買立会時間終了後に本経営統合に関する一部報道機関による憶測報道等がなされたことによる株価への影響を排除するため、当該開示及び憶測報道等の影響を受けていないと考えられる2019年11月13日までの対象者株式の東京証券取引所市場第一部における株価の推移を基礎としてソフトバンク及びNAVERが協議の上決定した金額となります。なお、上記348円は、対象者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である2019年12月20日の東京証券取引所市場第一部における終値である434円に対して19.82%ディスカウントした金額となります。

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けは本経営統合の一環として行われ、前記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの開始時において汐留Zホールディングスの株主はソフトバンクのみであり、また、当社の株主はソフトバンク及びNAVERらのみとなっており、当社は非公開化されていることから、当社は、ソフトバンク及びNAVERが複数回にわたり協議・交渉を行った結果、合意した価格である、348円(但し、(i)本公開買付け開始日の前営業日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値又は(ii)同日までの過去1か月間の終値の単純平均値のうち低い金額に対して5%ディスカウントした金額(1円未満の金額については切り捨てます。)が348円を下回る場合には、当該金額)を本公開買付け価格としました。

なお、ソフトバンク及びNAVERは、協議及び交渉により本公開買付け価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

② 算定の経緯

当社は、上記①のとおり、本公開買付けの開始時において当社の株主はソフトバンク及びNAVERらのみとなっており、当社は非公開化されていることから、本公開買付け価格は、ソフトバンク及びNAVERが合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。ソフトバンク及びNAVERは、複数回にわたり協議・交渉を行った結果、本公開買付けは本経営統合の一環として行われ、本公開買付けの目的が本経営統合における不可欠な取引である当社による応募予定株式の取得にあり、応募予定株式を取得することで本公開買付けが成立することに鑑み、本公開買付け価格を、348円(但し、(i)本公開買付け開始日の前営業日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値又は(ii)同日までの過去1か月間の終値の単純平均値のうち低い金額に対して5%ディスカウントした金額(1円未満の金額については切り捨てます。)が348円を下回る場合には、当該金額)とし、本公開買付けの開始時まで具体的に決定することで合意しました。

なお、本経営統合の詳細については本統合最終契約プレスリリースをご参照ください。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株式の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2, 125, 366, 950 株	2, 125, 366, 950 株	2, 125, 366, 950 株

(注1) 応募株式の総数が買付予定数の下限 (2, 125, 366, 950 株) に満たない場合は、応募株式の全部の買付け等を行いません。応募株式の総数が買付予定数の上限 (2, 125, 366, 950 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い、公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株式所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の の 所有株式に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合-%)
買付け等前における特別関係者の の 所有株式に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合-%)
買付け等後における公開買付け者の の 所有株式に係る議決権の数	21, 253, 669 個	(買付け等後における株券等所有割合 44.63%)
買付け等後における特別関係者の の 所有株式に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合-%)
対象者の総株主の議決権の数	47, 622, 197 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付け者の所有株式に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (2, 125, 366, 950 株) に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、2019 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象にしているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者議決権株式総数 (4, 762, 396, 565 株) に係る議決権の数 (47, 623, 965 個) を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

買付予定数 (2, 125, 366, 950 株) に本公開買付け価格 (348 円 (但し、(i) 本公開買付け開始日の前営業日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値又は(ii) 同日までの過去 1 か月間の終値の単純

平均値のうち低い金額に対して5%ディスカウントした金額（1円未満の金額については切り捨てます。）が348円を下回る場合には、当該金額）を乗じた金額となりますが、具体的な金額は未定です。

（8）買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日、その他買付け等の条件及び方法については、決まり次第お知らせいたします。なお、公開買付代理人は、SMBC日興証券株式会社を起用する予定です。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的等」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

ソフトバンク、NAVER、対象者及び公開買付者は、本日付けで本統合最終契約を締結しております。本統合最終契約の概要については、前記「1. 買付け等の目的等」の「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

なお、対象者によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様が判断に委ねることを決議したとのことです。対象者の意思決定の過程に係る詳細については、前記「1. 買付け等の目的等」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針については、前記「1. 買付け等の目的等」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

前記「1. 買付け等の目的等」の「（4）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」をご参照ください。

（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、あるいは米国居住者又は滞在者が、対象者株式の買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、（保管者、受取名義人及び受託者等を含みますが、これらに限らず）いずれも米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、あるいは米国居住者又は滞在者によって、直接間接を問わず、郵送その他の方法によって送付、配布又は転送されるものではなく、かかる送付、配布又は転送を行うことはできません。加えて、本公開買付けに係る今後の通知又は関連する書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付、配布又は転送を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する対象者株式の買付けへの応募はお受けいたしません。米国内においては、有価証券又はその他資産の受け付けの勧誘は行っておらず、米国の居住者の応募はお受けできません。また、本プレスリリースは、本公開買付けに対する応募の意思表示を求めることを目的とするものではありません。

本プレスリリースは、有価証券に係る購入の申込み若しくは有価証券に係る売却の申込みの勧誘又は新たな有価証券に係る売却の申込み若しくは購入申込みの勧誘を構成するものではなく、かかる申込み又は勧誘が違法となる法域における申込み又は勧誘を構成するものではありません。

公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付説明書記載の条件によってのみ、また、これに従って本公開買付けを行うこととなります。株主の皆様は、自らが保有する株式について応募するか否か、また応募する場合にはその数量について、ご自身で判断しなければなりません。法律により、認可を受けたブローカー又はディーラーにより本公開買付けが行われるべきことが要求されている法域においては、本公開買付けは公開買付者のために、取引主幹事により、又は当該法域の法律に基づき認可を受けた 1 社若しくは複数のブローカー又はディーラーにより行われるものとみなされることとなります。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本プレスリリースは英語で作成されますが、英語のプレスリリースと日本語のプレスリリースとの間に齟齬が存した場合には、日本語のプレスリリースが優先するものとします。

本プレスリリースの記載には「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はそれらの関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。